

# いじめ防止基本方針

【様式1】

敦賀市立粟野中学校中学校

平成31年 2月19日 改訂

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを生徒が十分に理解することが大切です。

この基本方針は、「いじめ防止対策推進法」の規定に基づき、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るために基本となる事項を定めることにより、生徒が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。

—福井県いじめ防止基本方針より—

## 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 本校は、一人一人が互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、生徒が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気をもって行動できる人として育てることを重視します。
- (2) 本校は、すべての生徒が、「どんなことがあってもいじめを行わない」こと、「いじめを認識しながらこれを放置しない」こと、「いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である」ことについてあらゆる教育活動の中で十分に理解できるように努めます。
- (3) 本校は、生徒全員が安心して生活し、学習その他の諸活動に心豊かに取り組むことができるよう、いじめをなくすことを目的に、市町、市町教育委員会、家庭地域の関係者、関係諸機関と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組みます。

## 2 いじめの定義

- 「いじめ」とは、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）により、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものを指します。
- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

### 3 いじめの防止等のための具体的施策

#### (1) 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」

##### 子どもを育てる教育の推進

- 教員は、ふるさと教育や偉人の生き方に学ぶことを通して、人として大切なことを教えるとともに、芸術やスポーツ等も含め、生徒の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を大切にし、生徒同士が互いの良いところを認め合う人間力を高めます。
- 教員は、発達障害等のある生徒がいじめを受けることがあるため、障害への理解やそれぞれの個性や人格の違いを認め合う教育を進めます。
- 校長は、人権教育全体計画に基づき、計画的・系統的な人権教育を進め、その指導内容や指導方法の工夫・改善に努めながら、生徒が生命や人権を大切にする心を育てます。
- 校長は、集団宿泊体験や職場体験、ボランティア体験などを通して、同世代だけでなく、大人や障害のある人などとの心の触れ合いの機会を設け、生徒が共に活動することに喜びや感動を得られる教育を進めます。
- 校長は、道徳教育を推進し、生徒に対して、生活のために必要な習慣や態度を身に付けさせることに努め、人との関わり、人間としての在り方や生き方に関する認識を深めさせ、生徒が自分の目標に向かってやり抜くためのたくましさを育てるとともに、思いやりや助け合いの心に従って行動できる力を育てます。
- 敦賀市教育委員会は、幼小接続を推進する中で、発達段階に応じて、幼児期から規範意識等の醸成に努めるとともに、就学前のガイダンス等の機会を捉え、幼児や保護者に対するいじめの未然防止に係る取組みを促します。

#### (2) 学校いじめ防止基本方針

- 校長は、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めます。
- 校長は、いじめの防止等のための取組み（環境づくり、マニュアルの実行、アンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善に努めます。

#### (3) いじめの未然防止

- 教員は、すべての生徒にとって分かりやすい授業のあり方を常に研究し、生徒が楽しく学べる教育に努めます。
- 教員は、いじめの背景には、過度の競争意識や勉強・友人等に係るストレスが存在することから、生徒の悩みや不安に耳を傾けながら、ストレスに適切に対処できるよう支援します。
- 校長は、規律や秩序の確立を通して、生徒が安心して学校生活が送れる環境を整えるとともに、集団の中で不安を感じることがないよう、生徒の心の居場所をつくることに心掛けます。

- 校長は、学級（ホームルーム）活動や児童会（生徒会）活動等を活用して、生徒の主体的な活動によるいじめ防止等の取組みを推進します。
- 校長は、「開かれた学校」の観点に立ち、いじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ防止策に関する情報を積極的に公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を求めます。
- 校長は、生徒が、自分でインターネットの利用について考えるための指導や、家庭でのインターネット利用に関するルールづくりの働きかけを行い、生徒や保護者がインターネットの危険性や注意点等について共に考える機会を設けるなど、インターネット上のいじめの予防に向けた啓発に努めます。
- 校長は、以下の生徒を含め、特に配慮が必要な生徒について、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行います。
- ・発達障害を含む、障害のある生徒
  - ・海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒
  - ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒
  - ・東日本大震災により被災した生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒
- 教育委員会は、インターネットを通じて行われるいじめを防止するため、情報モラルに関する教育等を推進し、教員の研修の充実を図ります。
- 教育委員会は、学校の管理職や生徒指導関係教員、教育相談等に携わる外部人材を対象とした研修会や事例検討会を定期的に開催し、いじめ問題について正しい理解を図り、いじめの防止等のための資質能力の向上を図ります。

#### （4）いじめの早期発見

- 教員は、いじめは見えにくい形で行われることが多いため、いじめを見過ごしたり見逃したりしないよう生徒の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いを持ち、早期にいじめを発見するよう努めます。
- 校長は、いじめの被害と加害および他の生徒のいじめ行為の状況について、生徒自らがチェックするシステムを継続的に実施するとともに、生徒を対象とした生活アンケート調査や個別面談等を定期的かつ計画的に実施して、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えます。
- より多くの大人が、子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや子ども会等の地域の関係団体との連携を促進し、放課後子どもクラブやスポーツ少年団等と子どもの状況に関する情報を共有するなど、校長が主体となって、家庭や地域と組織的に連携する体制を構築します。
- 教育委員会は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を効果的に学校・市町等に配置し、生徒が悩みや不安をいつでも気軽に相談でき

る体制を整えます。

○教育委員会は、電話・面接による教育相談の機会など、多様な相談窓口を確保し、生徒や保護者の利用を促します。

#### (5) いじめの事案対処

○教員は、いじめの訴えがあった場合やいじめの兆候を発見した場合には、いじめられた生徒の立場に立って適切な措置をとるとともに、特定の教員が抱え込むことなく速やかに情報を共有し、組織的な対応につなげます。

○校長は、いじめの事実を確認した場合は、強いリーダーシップを發揮し、速やかに「いじめ対応サポート班」を組織して当該事案への対応策を協議し、個別面談や情報収集等の役割分担を決めてチームで対応します。

○校長は、直ちに、いじめを受けたあるいは報告した生徒の心のケアを行い、安全・安心を確保するとともに、いじめたとされる生徒に対して事情を確認したうえで適切な指導を行います。

○校長は、いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきものや、生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるようなものが含まれることがあるため、これらについては、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応をとります。

○教育委員会および校長は、必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず十分な効果を上げることが困難な場合には、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の外部専門家や、警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、市町の民生児童委員等との連携を進めます。

○教育委員会が、いじめに関する相談を受けた場合は、被害生徒が在籍する校長に迅速な対応を求めるとともに、必要に応じて、警察や児童相談所等と連携して適切な措置をとります。

○教育委員会が、校長からいじめの報告を受けた場合は、学校に対し出席停止の措置等必要な支援を行うとともに、必要な措置を講ずることを指示し、自らが必要な調査を行います。

#### (6) いじめの解消

○いじめは、謝罪をもって解消したと安易に考えることのないようにします。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている状態と考えます。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

##### ①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対するいじめの行為（心理的又は物理的な影響を与える行為等）が止んでいる状態が相当の期間継続していること（少なくとも3か月を目安とする）。

ただし、いじめ被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安に関わらず、校長の判断により、より長期の期間を

設定します。相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視します。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定し状況を注視します。

②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒が心身の苦痛を感じていないと認められることであり、校長は、被害生徒本人及びその保護者に対し、面接等により確認します。

校長は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通します。「いじめ対応サポート班」においては、いじめが解消するに至るまでの期間、被害生徒への支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、実行します。

上記のいじめが解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、被害・加害生徒については、日常的に注意深く観察します。

(7) いじめによる重大事態への対処

- 校長は、いじめにより「生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い」や「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等の重大事態が発生した場合、直ちに、教育委員会へ報告するとともに、「いじめ対策委員会」において、いじめ事案の実態等を調査します。
- 教育委員会は、校長からの報告を受け、事態発生について市長へ報告するとともに、県教育委員会へ報告します。
- 教育委員会は、いじめにより、生命、心身または財産に重大な被害が生じた場合、弁護士、児童心理に関する専門的な知識を有する者等で構成する「いじめ調査委員会」を設置し、速やかに当該重大事態に係る事実関係の調査・検証を行い、必要な措置を講じます。
- 教育委員会および校長は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について、関係者の個人情報に十分配慮しながら、情報を適切に提供します。
- 教育委員会は、調査結果について市長に報告するとともに、県教育委員会へ報告します。
- 教育委員会は、調査結果に基づき、必要と認める場合には、専門家の派遣による重点的な支援、生徒指導に専任的に取り組む教職員の人的体制の強化、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーターなど外部専門家の追加配置等を行います。
- 市長は、重大事態に係る調査結果の報告を受け、緊急に「総合教育会議」を招集し、必要と認める場合には、再調査を行います。
- 市長および教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限および責任において、当該調査に係る重大事態への対処または同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じます。

## 4 いじめの防止等のための組織の設置および関係機関等の連携

### (1) いじめの防止等のための組織の設置等

○校長は、いじめの防止等に向けて組織的かつ実効的な対応を行うため、生徒指導主事、学年主任等の教職員およびスクールカウンセラー等の専門的な知識を有する者、PTA等の関係者で構成する「いじめ対策委員会」を常設し、いじめの未然防止や早期発見、早期対処についての指導方策を定期的に協議します。

○教育委員会は、いじめの実態やいじめ防止等に関する学校での取組状況等を定期的に調査・検証し、その成果の普及を図ります。

○教育委員会は、発生した重大事態に対処するため、弁護士、児童心理に関する専門的な知識を有する者等で構成する「いじめ調査専門委員会」を設置し、質問票の使用その他の適切な方法により、事実関係を調査・検証します。

### (2) 家庭、地域、関係機関との連携

○校長は、いじめの問題について、PTAや地域の関係団体等と協議する機会を設け、家庭や地域と連携したいじめ対策を推進します。

○校長は、警察や児童相談所等との円滑な連携を図るため、関係機関等との情報交換を緊密に進めます。

### (3) 学校相互間の連携協力

○校長は、いじめを受けた生徒といじめを行った生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、適切な支援や指導・助言を行うことができるようになります。日ごろから学校相互間の連携協力体制を整備します。